

岩出市防犯カメラ設置補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

岩出市長 中 芝 正 幸

岩出市告示第57号

### 岩出市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安心安全なまちづくりを推進し犯罪が起きない生活環境づくりのため、必要な箇所に防犯カメラを設置しようとする区・自治会に対し、予算の範囲内で岩出市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、岩出市補助金等交付規則（平成2年岩出町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金交付の対象は、次に掲げる全ての要件を満たす区・自治会とする。

- (1) 防犯カメラの設置が、犯罪を防止し、安心安全な地域生活を確保することを目的としていること。
- (2) 防犯カメラの撮影区域が当該区・自治会の区域内であり、かつ、公道、公園等の不特定多数の者が利用する場所を対象とし、プライバシーの保護に十分配慮されるものであること。
- (3) 防犯カメラの設置が、事業の趣旨に鑑み、ゴミ収集場所、アパート等の敷地内等における人の監視、特定の私有財産又は公有財産の保護や管理等を目的としたものではないこと。
- (4) 防犯カメラの設置について、当該区・自治会において合意があること。
- (5) 防犯カメラの管理責任者等を選定し、管理運用規定等を定めていること。
- (6) 防犯カメラの設置場所の所有者等の同意又は許可を得ていること。
- (7) 撮影範囲となる撮影対象区域の住民等に十分に周知され、納得が得られていること。
- (8) 防犯カメラの設置場所及び設置者の名称を記載した表示板等を設置すること。

(9) 防犯カメラの設置完了の日から起算して5年以上維持管理すること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラ設置表示板等の購入費及び設置費
- (3) その他市長が必要と認める費用

2 前項の規定にかかわらず、防犯カメラの維持管理費並びに地代及び占用料等については、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を上限とする。ただし、一回の申請で20万円に満たない場合には、年度内に限り、その額が満ちるまでの再申請を可能とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする区・自治会(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、岩出市防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号以下「申請書」という)を市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置予定箇所及びその付近の状況がわかる図面
- (2) 防犯カメラの設置予定箇所の全景及び撮影予定の場所を撮影した写真
- (3) 防犯カメラの仕様がわかる資料
- (4) 防犯カメラの設置に要する費用の見積書
- (5) 防犯カメラの設置について、地域の合意を得たことを証する書類
- (6) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の同意又は許可を得たことを証する書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の適否を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内においてその交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、岩出市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定による通知を受ける前に当該申請に係る防犯カメラについて、購入に係る契約や設置工事を行ってはならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、防犯カメラの設置を完了したときは、岩出市防犯カメラ設置実績報告書(様式第3号以下「実績報告書」という)に、次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に要した費用の領収書又はこれに相当する書類の写し
- (2) 防犯カメラ及び設置表示板の設置状況が確認できる現場写真
- (3) 設置した防犯カメラで実際に撮影した映像の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要な現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、岩出市防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、岩出市防犯カメラ設置補助金交付請求書(様式第5号以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けて補助金を交付する。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定による義務又は手続きを履行しないとき。
- (2) 補助金をその目的以外の用途に使用し、又は使用しようとするとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、岩出市防犯カメラ設置補助金返還通知書(様式第6号)により、期限を定めて当該取消部分に係る補助金の返還を請求するものとする。

(関係書類の保管)

第12条 この告示の規定により補助金の交付を受けた区・自治会は、補助金に係る経費の支出を明らかにする預金通帳、帳簿等の書類及び契約書その他の関係書類を防犯カメラの設置が完了した日の属する年度の翌年度から起算

して5年間保管するものとする。

(処分等の禁止)

第13条 申請者は、補助金により設置した防犯カメラを譲渡、廃棄、移転等の処分をしてはならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(補足)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

岩出市防犯カメラ設置補助金交付申請書

年 月 日

岩出市長 様

区・自治会名

代表者名

連絡先

年度において、防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、岩出市防犯カメラ設置補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

※補助金額は、設置に要する費用の2分の1以内で20万円を上限とする。

2 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置予定箇所及びその付近の状況がわかる図面
- (2) 防犯カメラの設置箇所の全景及び防犯カメラにより撮影することができる場所を撮影した写真
- (3) 防犯カメラの仕様がわかる資料
- (4) 防犯カメラの設置に要する費用の見積書
- (5) 防犯カメラの設置について、地域の合意を得たことを証する書類
- (6) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の権利者から同意又は許可を得たことを証する書類

様式第2号（第6条関係）

岩出市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岩出市長 印

年 月 日付で申請のあった防犯カメラ設置補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、岩出市防犯カメラ設置補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 補助年度 \_\_\_\_\_ 年度
- 2 補助金の名称 岩出市防犯カメラ設置補助金
- 3 交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第7条関係）

岩出市防犯カメラ設置実績報告書

年 月 日

岩出市長 様

区・自治会名

代表者名

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円

2 防犯カメラ設置年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置に要した費用の領収書又はこれに相当する書類の写し
- (2) 防犯カメラ及び設置表示板の設置状況が確認できる現場写真
- (3) 設置した防犯カメラで実際に撮影した映像の写真

様式第4号（第8条関係）

岩出市防犯カメラ設置補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

岩出市長 印

年 月 日付で実績報告のあった防犯カメラ設置補助金について、  
次のとおり交付金額を確定したので、岩出市防犯カメラ設置補助金交付要綱第  
8条の規定により通知します。

- |          |               |
|----------|---------------|
| 1 補助年度   | _____年度       |
| 2 補助金の名称 | 岩出市防犯カメラ設置補助金 |
| 3 交付決定金額 | _____円        |
| 4 交付確定金額 | _____円        |

様式第5号（第9条関係）

岩出市防犯カメラ設置補助金交付請求書

年 月 日

岩出市長 様

区・自治会名

代表者名

印

岩出市防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助年度 \_\_\_\_\_ 年度
- 2 補助金の名称 岩出市防犯カメラ設置補助金
- 3 交付確定金額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

なお、補助金については下記の口座に振込を依頼します。

振込口座情報

金融機関名・支店名		
預金種別・口座番号	普通 当座 その他	
フリガナ		
口座名義人		

※ 区・自治会の口座をご記入ください。個人口座には振り込めません。

様式第6号（第11条関係）

岩出市防犯カメラ設置補助金返還通知書

第 号  
年 月 日

様

岩出市長 印

岩出市防犯カメラ設置補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり返還を請求します。

- 1 補助金交付決定年月日 年 月 日（ 第 号）
- 2 補助金の名称 岩出市防犯カメラ設置補助金
- 3 補助金の交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助金の既交付金額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 返 還 金 \_\_\_\_\_ 円
- 6 返 還 理 由
- 7 返 還 期 日 年 月 日
- 8 返 還 方 法